

# 著作権の概要

# 目次

## 著作権法

- 知的財産権
- 著作権法目的定義
- 著作権の発生と消滅
- 著作権法の保護対象
- 著作権の制限

## 情報システムと著作権

- プログラムと著作権
- データベースと著作権

まとめ

# 著作權法

# 知的財産権

発明や著作など人間による知的成果に対する権利  
営業上の無形の財産を保護する権利などの総称

著作権

育成者  
権

特許権

回路配  
置権

商号

実用新  
案権

意匠権

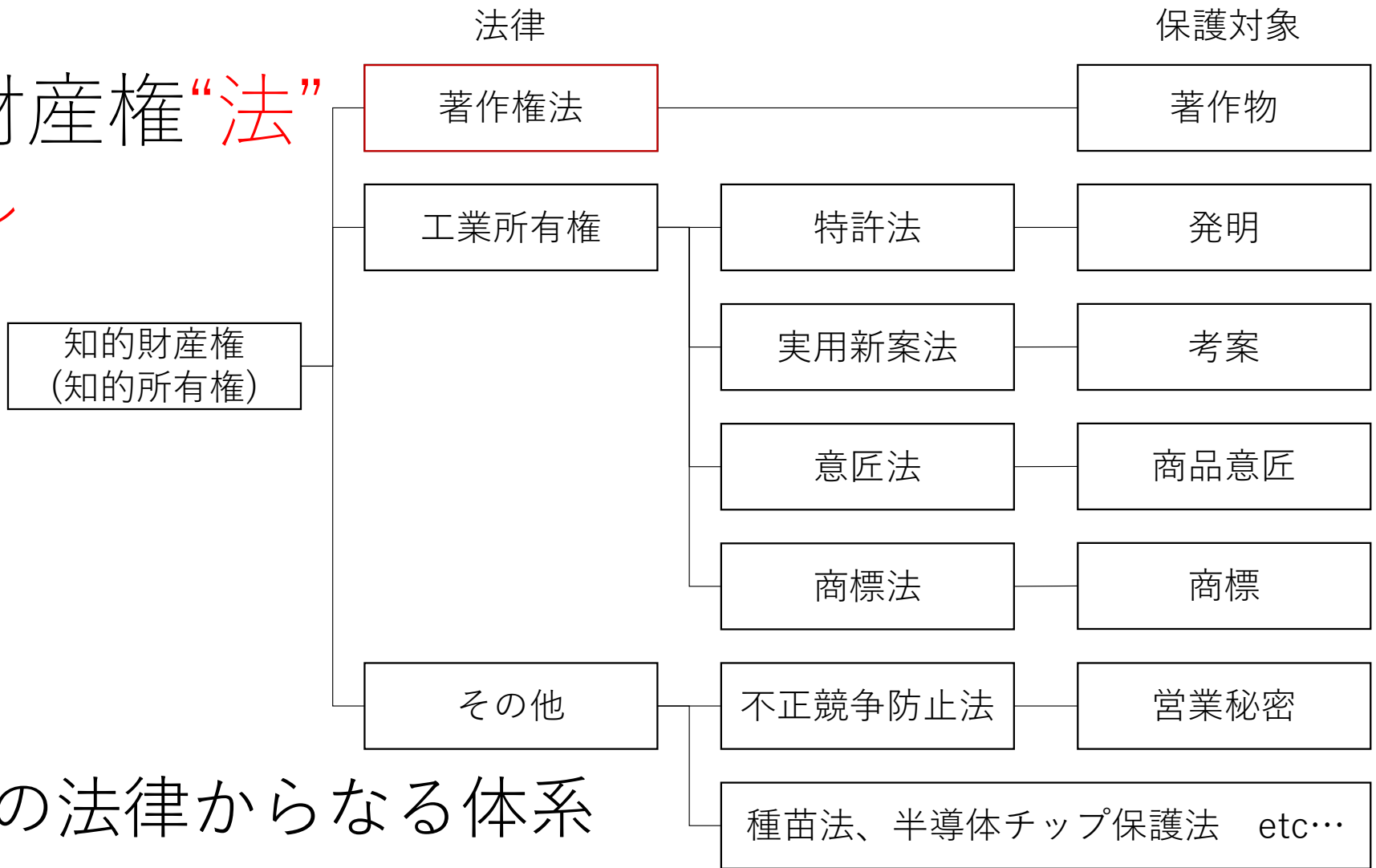
商標権

地理的  
表示

商品表  
示・商  
品形態

etc..

知的財産権“法”  
→なし



→多くの法律からなる体系

# 著作権法の目的

## •著作権法 第1条(目的)

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

著作

著作権法

• 著作  
この  
及す  
用も

著作物  
実演  
レコード  
放送  
有線放送

コード，放送  
びこれに隣接  
産の公正な利  
保護を図り，  
目的とする。

保護

# 知的成果 の開発

発明・創作

文化・産業の発展

収益

権利  
保護

知的財産権

公開  
活用



# 著作権法の定義

## •著作権法 第2条 (定義)

著作物 思想又は感情を創作的に**表現したもので**あって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

※「表現」のみ対象

※学術的芸術的価値には関わらない

# 著作権の発生と消滅

	ベルヌ条約	万国著作権条約
権利発生条件	<p><b>無方式主義</b></p> <p>→著作権表示は<b>不要</b> =公表したか否かに関わらず、 著作が行なわれた時点で自動 的に権利が発生</p>	<p><b>方式主義</b></p> <p>→著作権表示が<b>必要</b> ©(="copyright")+発行年 +権利者名</p>

→日本はどちらも批准している

殆どの国がベルヌ条約に加盟しているが、国内の法律や慣習に違いがあるため、特に著作権を主張したい場合、©マークを付ける

# 著作権の発生と消滅

	ベルヌ条約 無方式主義	万国著作権条約 方式主義
発効年	1886年	1955年
適応	遡及	不遡及
法系統	大陸法系	英米法系
最低保護期間	死後50年以上	死後25年以上

# 各国の著作権保護期間 著者の死亡に基づく保護期間

寿命+	国名
100年	メキシコ
95年	ジャマイカ
80年	赤道ギニア、コロンビア
75年	グアテマラ、サモア独立国、セントビンセント・グレナード島、ホンジュラス
70年	日本、アメリカ、EU加盟国、オーストラリア、ブラジル etc...
60年	インド、ベネズエラ、バングラデシュ
50年	カナダ、中国、韓国、北朝鮮、タイ、ツバル、サウジアラビア etc...
30年	イエメン

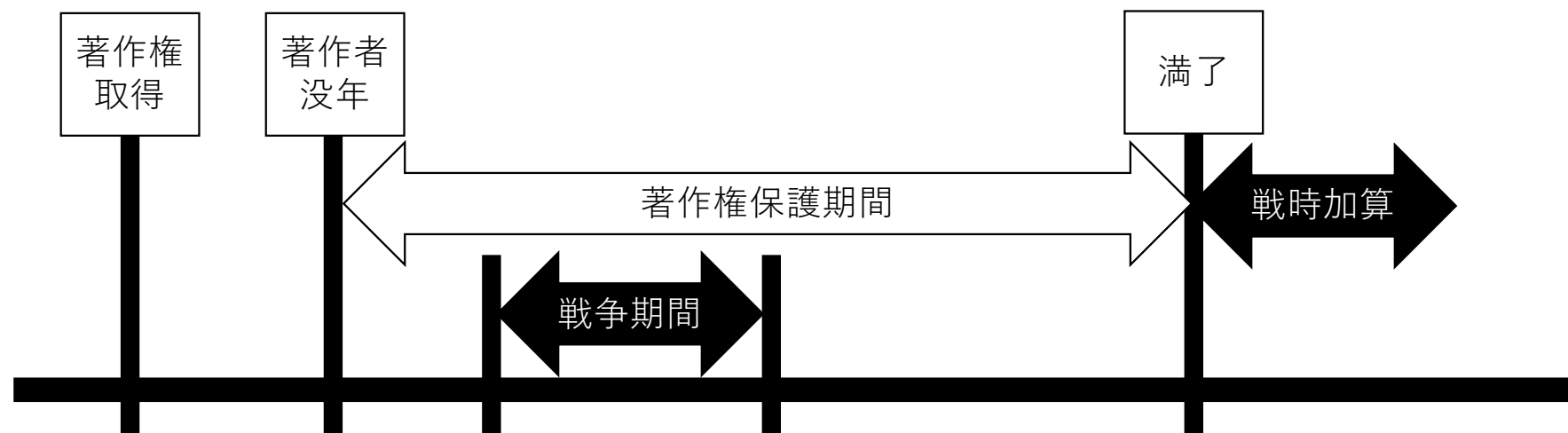
# 著作権の発生と消滅 ～日本の保護期間～

保護期間の延長の規定を含む「TPP11」発行に際して改正が行なわれ  
2018年12月30日から保護期間が変更された

種類		保護期間	
		改正前	改正後
著作物	原則	死後50年	➡ 死後70年
	無名・変名	公表後50年	➡
	団体名義	公表後50年	➡ 公表後70年
	映画	公表後70年	=
実演		公演後50年	➡ 公演後70年
レコード		発行後50年	➡ 発行後70年

# 著作権の発生と消滅 ～戦時加算～

- 著作権の保護期間に関する「戦時加算」  
戦時加算とは、戦時に相当する期間を、通常の著作権の保護期間に加算することで、戦争により失われた著作権者の利益を回復しようとする制度。



# 著作権の発生と消滅 ～戦時加算～

- 現在日本のみで行なわれている。

第二次世界大戦後の1951年9月8日、日本の戦後処理の基本を定めた**サンフランシスコ平和条約**締結時にベルヌ条約に加盟していた国又は日本と交戦状態となる前に個別の条約若しくは協定を日本と締結していた**連合国15か国及び連合国民の著作権**に対し、日本だけが負う義務として**最大約10年間分の戦時加算**が規定されている。

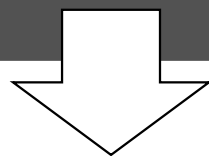
- 現在、日本音楽著作権協会JASRACなどが解消を求める活動をしている。

国名	批准年月日	加算日数
イギリス	1952年1月3日	3794日
オーストラリア	1952年4月10日	
カナダ		
フランス	1952年4月18日	
セイロン(現スリランカ)	1952年4月28日	
アメリカ合衆国	1952年4月28日	
ニュージーランド	1952年4月10日	1607日
パキスタン	1952年4月17日	1393日
ブラジル	1952年5月10日	3816日
オランダ	1952年6月17日	3844日
ノルウェー	1952年6月19日	3846日
ベルギー	1952年8月22日	3910日
南アフリカ	1952年9月10日	3929日
ギリシャ	1953年5月19日	4180日
レバノン	1954年1月7日	2291日

# 著作権法の保護対象

著作者人格権

第18条第1項、第19条第1項及び  
第20条第1項に規定する権利

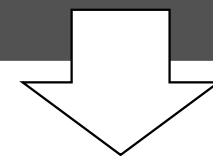


不可能

譲渡

著作権

第21条から第28条までに規定する権利



可能



# 著作者人格権

第18条第1項、第19条第1項及び  
第20条第1項に規定する権利

第18条第1項

## 公表権

著作者がまだ公表されていない自己の著作物を  
無断で公開されない権利

第19条第1項

## 氏名表示権

著作者が自己の著作物に著作者名を表示するか  
否か、またどのような著作者名を表示するかを  
決定する権利

第20条第1項

## 同一性保持権

著作者が、自己の著作物及びその号題の同一性  
を保持する権利を有し、その意に反してこれら  
の変更、切除その他の改変を受けない権利

# 著作権

## 第21条から第28条までに規定する権利

第21条

複製権

第22条第1項

上映権及び  
演奏権

第22条第2項

上映権

第23条

公衆送信権

第24条

口述権

第25条

展示権

第26条第1項

頒布権

第26条第2項

譲渡権

第26条第3項

貸与権

第27条

翻訳権、  
翻案権等

第28条

二次的著作物の利用に関する  
原著作者の権利

# 著作隣接権

- 著作物の創作者ではないが、著作物の伝達に重要な役割を果たしている実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者に認められた権利

著作隣接権	実演、レコード発行後70年 放送又は有線放送の放映後50年
-------	----------------------------------

# 著作権の制限

私的利用  
目的の複製

付随対象  
著作物の利用

検討の過程に  
おける利用

著作物に表現された  
思想又は感情の享受  
を目的としない利用

図書館等に  
おける複製等

引用

視覚・聴覚障がい者  
のための複製等

営利を目的としない  
上演等

## < 教育 >

教科書用図書等への掲載  
教科書用図書代替教材への掲載  
教科用拡大図書等の作成のための複製  
学校教育番組の放送等  
学校その他の教育機関における複製等

## < 美術 >

美術の著作物等の原作品の所有者による展示  
公開の美術の著作物等の利用  
美術の著作物等の展示に伴う複製等  
美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等

# 著作権の制限

放送事業者等による  
一時的固定

翻訳、翻案等に  
よる利用

プログラムの著作物  
の複製物の所有者に  
よる複製等

## <電子計算機>

電子計算機における著作物の利用に付随する利用等  
電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等

## <時事>

時事問題に関する  
論説の転載等  
時事の事件の報道  
のための利用

## <行政上>

政治上の演説等の利用  
裁判手続等における複製  
行政機関情報公開法等による開示のための利用  
公文書管理法等による保存等のための利用  
国立国会図書館法によるインターネット資料及  
びオンライン資料の収集のための複製

# 情報システムと著作権

# 情報システムと著作権

- プログラムの特徴と著作権法

コンピュータで稼動できて価値を持つ

## 第10条第3項

第1項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いる  
**プログラム言語、規約及び解法**に及ばない。

- 一 **プログラム言語** プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。
- 二 **規約** 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう。
- 三 **解法** プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。

※解法は特許になる場合がある為、注意!!!

# プログラムと著作権

第76条第2項

**創作年月日の登録が可能**

第47条第2項

**必要と認められる限度において複製が可能**

第20条第2項

**利用のための改変が可能**





第47条第2項

**必要と認められる限度において複製が可能**

取得時に，不正に作成された複製だと  
知っていて使用することは著作権の侵害になる



第20条第2項

## 利用のための改変が可能

バックアップ用など必要な複製や自分のコンピュータで動作するための変更はよいが、それ以外の複製は著作権侵害になる

# データベースの著作権

図形その他の情報の集合物であり、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

データベースで

その情報の選択又は体系的な構成により創作性を有する

データベースそのものと構成する内容は著作物として保護される

※単なる数値だけのものは対象外

まとめ

# 著作権

- 著作権とは
  - **知的財産権**の一部
  - 文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって**文化の発展に寄与する**ことを目的とする。
- 保護対象  
**著作人格権、著作財産権、著作隣接権**
- 保護期間  
日本の著作権保護期間は、概ね**70年間**  
著作隣接権の放送又は有線放送のみ放映後**50年間**
- 著作権の**制限**が存在する

# 情報システムと著作権法

- プログラムと著作権法  
コンピュータで稼働できて価値を持つ  
著作権法の保護は**プログラム言語、規約**及び**解法**に及ばない
  - **創作年月日の登録が可能**
  - **必要と認められる限度において複製が可能**  
※取得時に、不正に作成された複製だと知っていて使用する  
ことは著作権の侵害になる
  - **利用のための改変が可能**  
※バックアップ用など必要な複製や自分のコンピュータで動作するための変更はよいが、それ以外の複製は著作権侵害になる

ご静聴  
ありがとうございました

## 参考文献

- ベンチャースタートアップ弁護士の部屋>知的財産権>著作権の保護期間はどのくらい?本や映画、それぞれで異なるのか?  
<https://nao-lawoffice.jp/venture-startup/intellectual-property-right/chosakuken-hogokikan.php>
- List of countries' copyright lengths  
[https://en.wikipedia.org/wiki/List\\_of\\_countries%27\\_copyright\\_lengths](https://en.wikipedia.org/wiki/List_of_countries%27_copyright_lengths)
- JASRAC 「著作権の保護期間に関する戦時加算とは」  
[https://www.jasrac.or.jp/senji\\_kasan/about.html](https://www.jasrac.or.jp/senji_kasan/about.html)



## 参考文献

- イノベーションズアイ BtoBビジネスメディア 著作権Q&A～著作権の基本を解説します～著作者人格権ってどんな権利？著作権とはどう違うの？  
<https://www.innovations-i.com/copyright-info/?id=18#:~:>
- 文化庁 著作隣接権  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosaku\\_rinsetsuken.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosaku_rinsetsuken.html)
- 著作権情報センター 著作隣接権とは？  
<https://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime4.html>